

表彰規程の一部改正

〈 現行 〉

(被表彰者)

第5条 被表彰者は次のとおりとする。

(1) 功労者

- ア 本連盟の文化活動の発展に功績のあった者がその職を離れたとき。
- イ 本連盟の役員を永年にわたり務めた者がその職を離れたとき。

(2) 生徒及び団体

ア 本連盟による表彰（特別表彰）

- (ア) 各専門部の活動において別表1に定める成果を収めたもの。
- (イ) 各専門部以外の活動において別表1に定める内容と同等以上の成果を収めたもの。

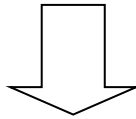
イ 各専門部による表彰

- 静岡県高等学校総合文化祭において顕著な成績を収めたもの。
 - (ア) 最優秀賞、優秀賞、優良賞、特別賞、入選、佳作、順位（1位～3位）等
 - (イ) 高等学校文化連盟会長賞、同部会長賞等
 - (ウ) 全国高等学校総合文化祭の参加が決定したもの。
 - (エ) その他特に表彰に値すると認めたもの。

(表彰者の決定)

第6条 前条(1)に該当するものは、各専門部会長及び各学校の校長の推薦に基づき会長が決定する。

- 2 前条(2)アに該当するものは、各専門部会長または各学校の校長の推薦に基づき特別理事会での審議を経て、会長が決定する。
- 3 前条(2)イに該当するものは、各専門部が選考し、各専門部会長が決定する。
- 4 前条(1)並びに(2)アに該当するものの推薦は、別紙様式1により、推薦者が会長に対して行う。



〈 改正後 〉

(被表彰者)

第5条 被表彰者は次のとおりとする。

(1) 功労者

- ア 本連盟の文化活動の発展に功績のあった者
- イ 本連盟の役員を長年にわたり務めた者

(2) 生徒及び団体

ア 本連盟による表彰（特別表彰）

- (ア) 各専門部の活動において別表1に定める成果を収めたもの。
- (イ) 各専門部以外の活動において別表1に定める内容と同等以上の成果を収めたもの。

イ 各専門部による表彰

- 静岡県高等学校総合文化祭において顕著な成績を収めたもの。
 - (ア) 最優秀賞、優秀賞、優良賞、特別賞、入選、佳作、順位（1位～3位）等
 - (イ) 高等学校文化連盟会長賞、同部会長賞等
 - (ウ) 全国高等学校総合文化祭の参加が決定したもの。
 - (エ) その他特に表彰に値すると認めたもの。

(表彰者の決定)

第6条 前条(1)及び(2)アに該当するものは、各専門部会長又は各学校の校長の推薦に基づき特別理事会での審議を経て、会長が決定する。

- 2 前条(2)イに該当するものは、各専門部が選考し、各専門部会長が決定する。
- 3 前条(1)並びに(2)アに該当するものの推薦は、別紙様式1により、推薦者が会長に対して行う。